

第2期

瑞穂市

子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
瑞穂市

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画策定体制と経過	4
4	計画期間	4
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1	人口の推移	5
2	婚姻状況	8
3	世帯、人口動態の状況	9
4	女性の就労の状況	11
5	育児休業について	12
6	学校、幼稚園、保育所の状況	13
7	アンケートから見られる現状	14
8	「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価	21
9	瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	24
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本目標	28
第4章	施策の展開	31
1	一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	31
2	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	33
3	子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくり	35
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策	37
1	教育・保育提供区域の設定	37
2	量の見込みの考え方	38
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	39
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	69
第6章	計画の推進体制	71
1	施策の実施状況の点検	71
2	国・県等との連携	71
資料編	資料編	72
1	瑞穂市附属機関設置条例	72
2	第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過	77
3	瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿	78
4	用語解説（50音順）	79

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

全国的に人口減少、少子高齢化が進行しており、今後は、より一層進行していくと予測されます。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、晩産化の進行、夫婦の出生力の低下、核家族化の進展、仕事と子育ての両立の難しさなど、さまざまな要因や影響が複雑に絡み合っていることによるものと考えられます。

このような状況の中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。さらには、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行しました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指して、平成27年3月に「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援に対する取り組みを行ってきました。

しかしながら、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、子育てのしやすい社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

また少子化や核家族化が進展する中、子どもの発達に関する支援対策や児童虐待防止対策など、子どもの健全育成への取り組みを積極的に進める必要があります。

さらには令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援施策の充実に向けた取り組みが実施され、今後保育のニーズが増大することが見込まれます。

こうした社会状況の変化を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、これまで進めてきた子ども・子育て支援施策を継承しながら、さらに発展させ、より良いものとしていくために「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、瑞穂市第2次総合計画に掲げられている「誰もが未来を描けるまち 瑞穂～選ばれるまちをめざして～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市の独自性を踏まえながら、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら選択と集中的、計画的に取り組みを推進します。

(2) 計画の対象

この計画は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものです。

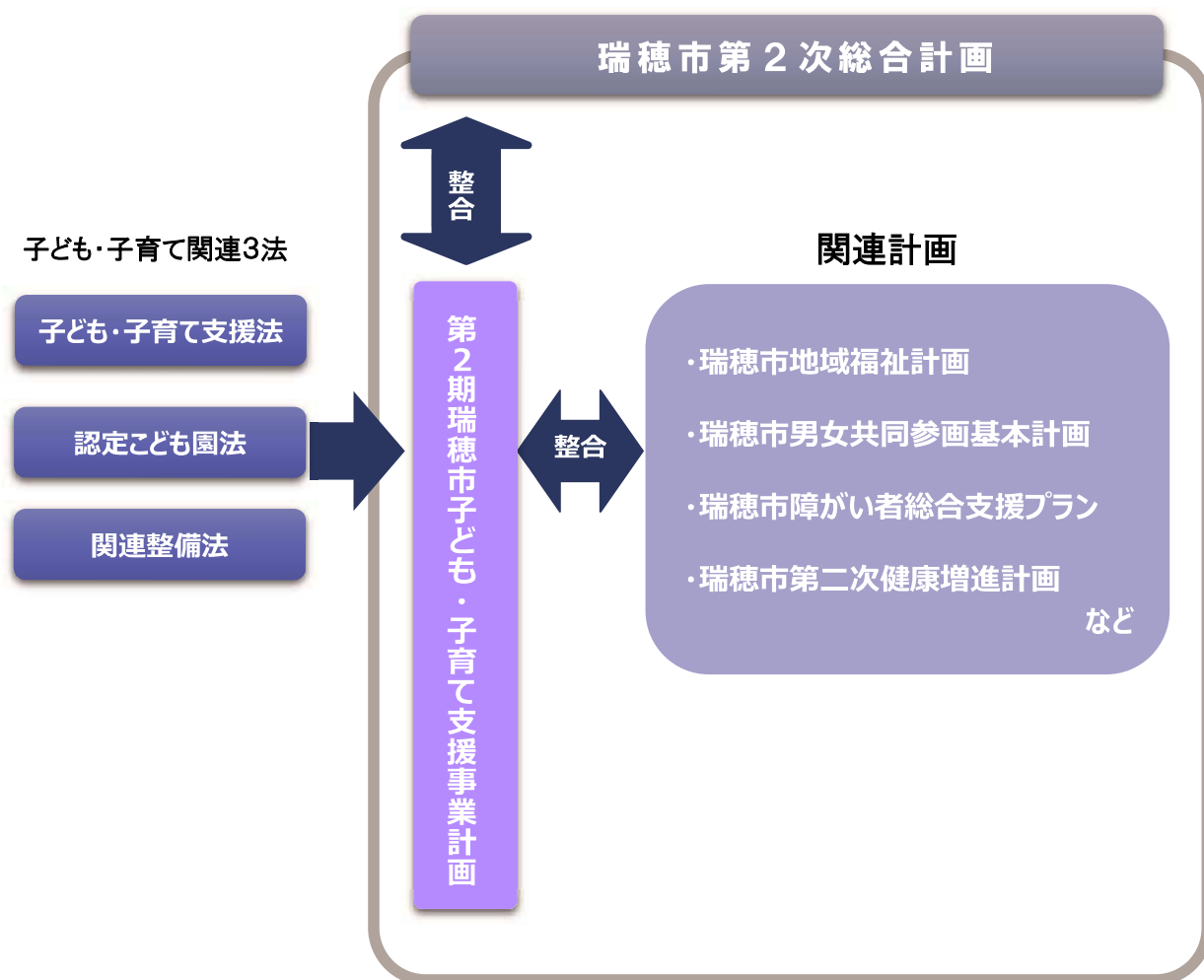
瑞穂市は、持続可能な社会の実現のために、各種計画を推進し、SDGsの達成を目指しています。「誰一人取り残さない」という考えは、瑞穂市の未来を創る子ども一人ひとりの健やかな育ちを目指す本計画にも当てはまるものです。そのため、計画の推進にあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体などと連携しながら、子どもや子育て家庭の最善の利益が実現される社会を目指します。



(4) 関連計画との関係

「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画とし、本市における子ども・子育て支援の方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すものです。また、「瑞穂市地域福祉計画」「瑞穂市男女共同参画基本計画」「瑞穂市障がい者総合支援プラン」「瑞穂市第二次健康増進計画」等の関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画策定体制と経過

(1) アンケート調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者 1,400 人（回収：758 人、回収率：54.1%）、小学生（1～6年生）の保護者 1,400 人（回収：671 人、回収率：47.9%）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「瑞穂市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する次世代育成支援対策協議会を「瑞穂市版子ども・子育て会議」として位置づけ、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

(3) パブリックコメントの実施

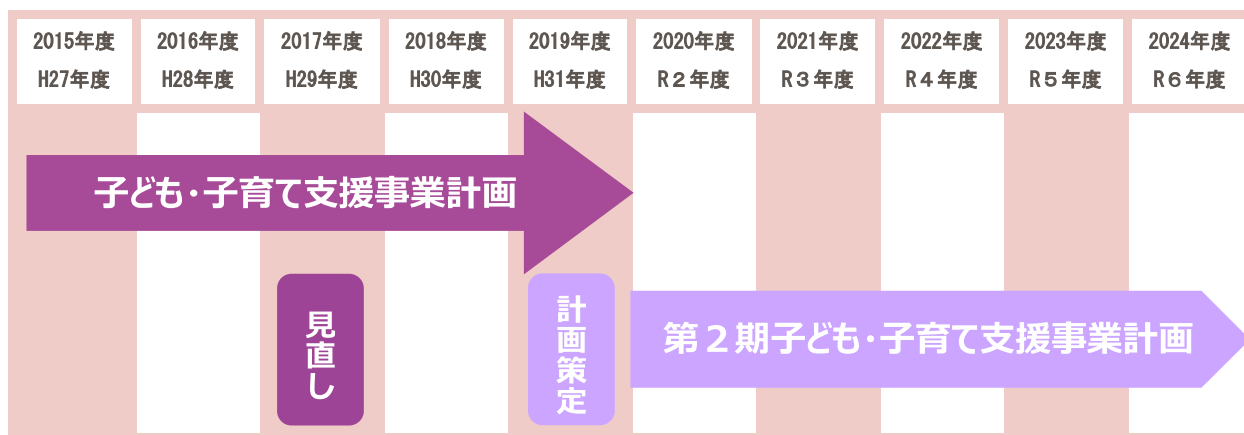
本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和元年12月16日～令和2年1月15日までの間、パブリックコメントを実施しました。

4 計画期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

【 計画期間 】



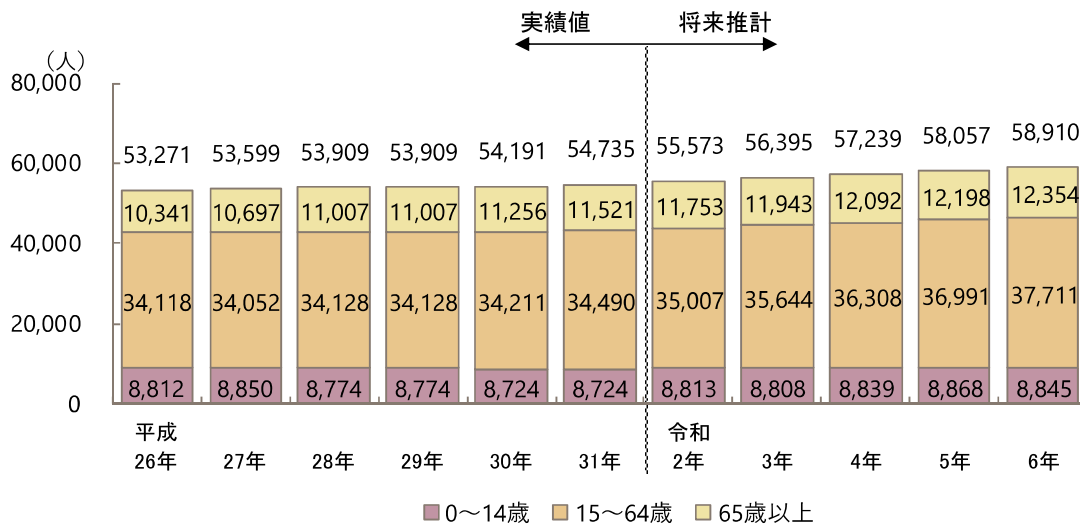
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

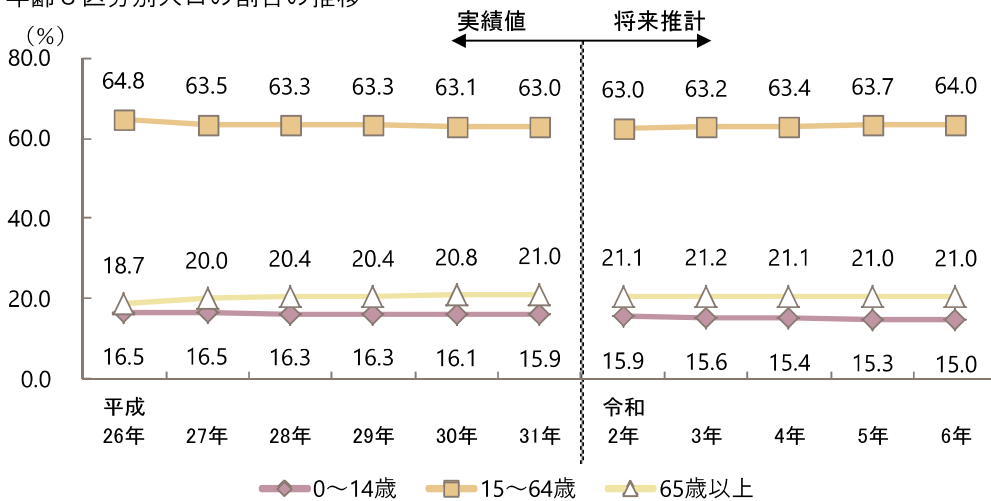
本市の人口の推移をみると、総人口は増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で54,735人となっています。令和2年以降も増加傾向が続くものと見込まれます。なお、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は、8,835人前後で横ばいとなっていますが、年齢3区分別人口の割合の推移をみると、0～14歳の割合は減少が見込まれています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

図表2 年齢3区分別人口の割合の推移

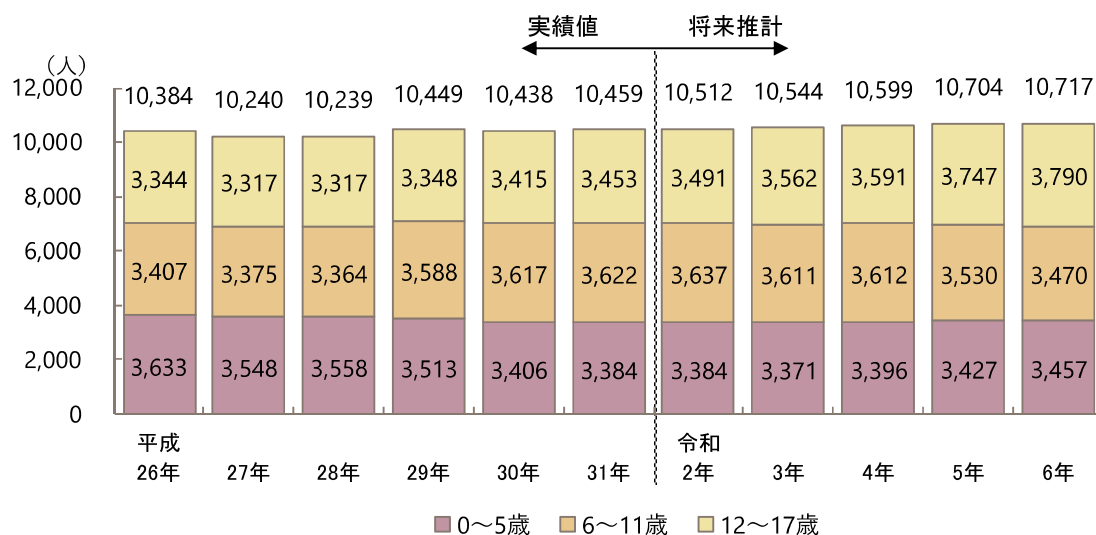


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(2) 18歳未満年齢3区分別児童人口の推移

本市の18歳未満年齢3区分別児童人口の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で10,459人となっています。令和2年以降も微増傾向が続くものと見込まれます。

図表 3 18歳未満年齢3区分別児童人口

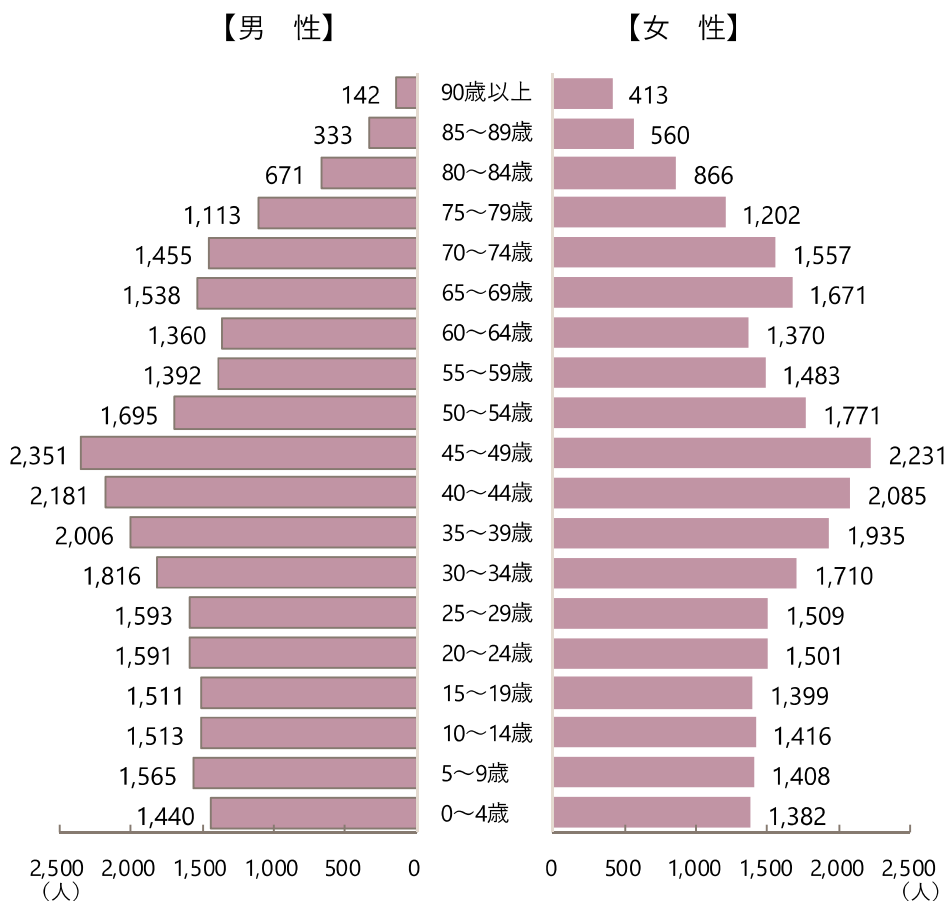


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(3) 男女別年齢5歳区分別人口

本市の男女別年齢5歳区分別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに「45～49歳」が最も多くなっています。45歳以上では男性に比べ、概ね女性の方が多くなっています。

図表 4 人口ピラミッド（5歳区分別）



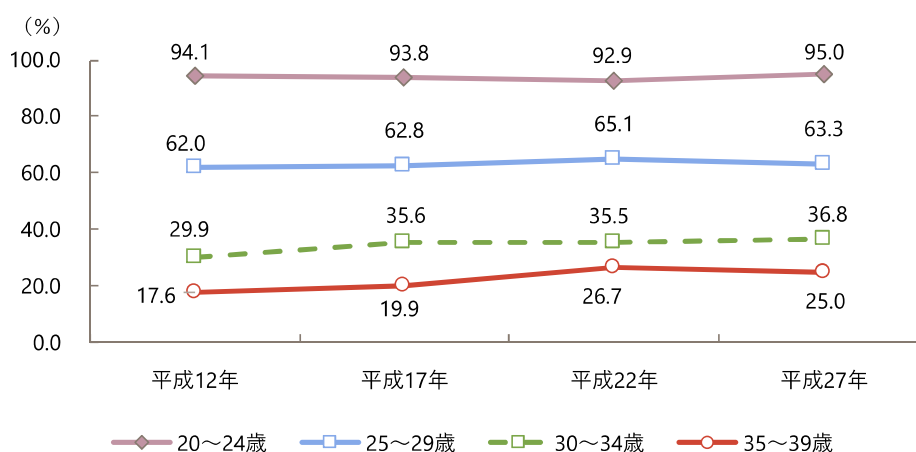
資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在 外国人人口を加味）

2 婚姻状況

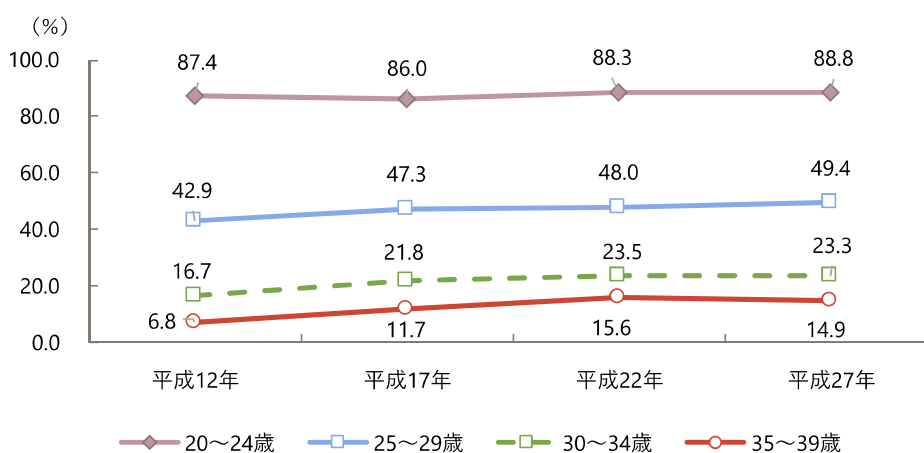
(1) 男女別未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率を男女別にみると、いずれの年齢階級でも女性より男性の方が高くなっており、特に男性の30代、女性の25～29歳、30代では平成12年から平成27年の間に未婚率が6ポイント以上上昇しています。

図表 5 男性の未婚率に推移



図表 6 女性の未婚率に推移



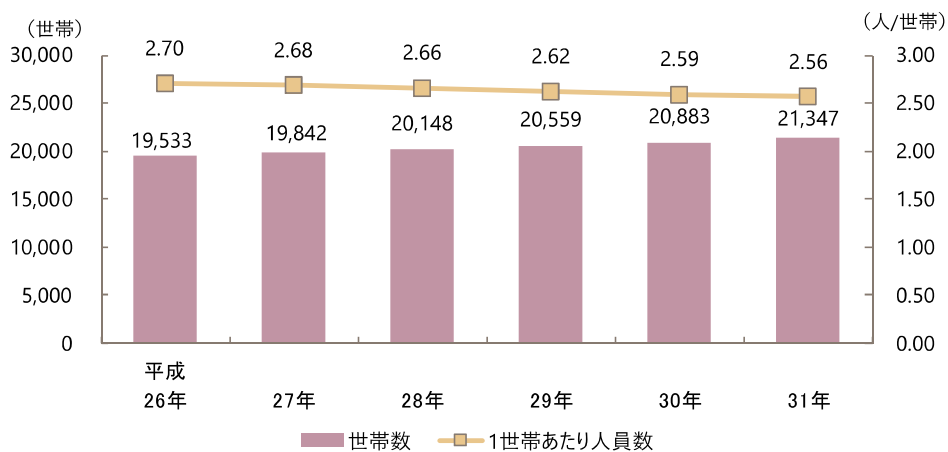
資料：国勢調査

3 世帯、人口動態の状況

(1) 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

本市の世帯数をみると、増加していますが、1世帯あたり平均人員数については年々減少しており、平成26年の2.70人から平成31年には2.56人となっています。核家族や単身世帯の増加など、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

図表 7 世帯数の推移

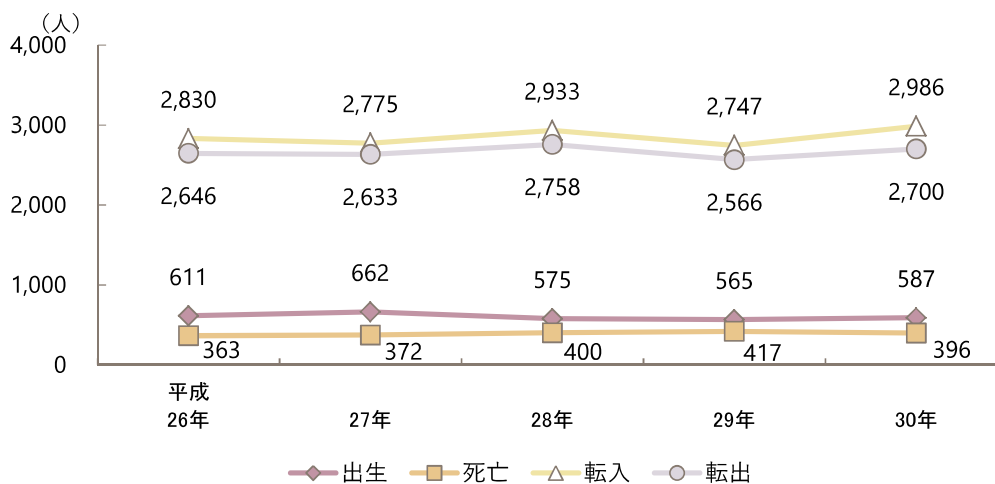


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(2) 人口動態

本市の人口動態をみると、出生数と死亡数は横ばいとなっています。また、転入が転出を上回り社会増となっています。

図表 8 人口動態

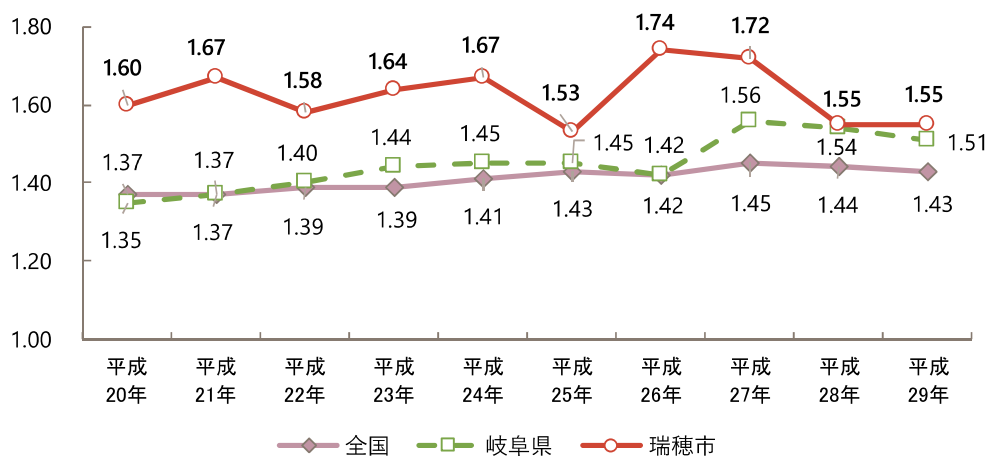


資料：岐阜県人口動態統計調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 年までは全国や岐阜県よりも高い水準で推移していたものの、平成 28 年以降は岐阜県と同水準程度となっています。

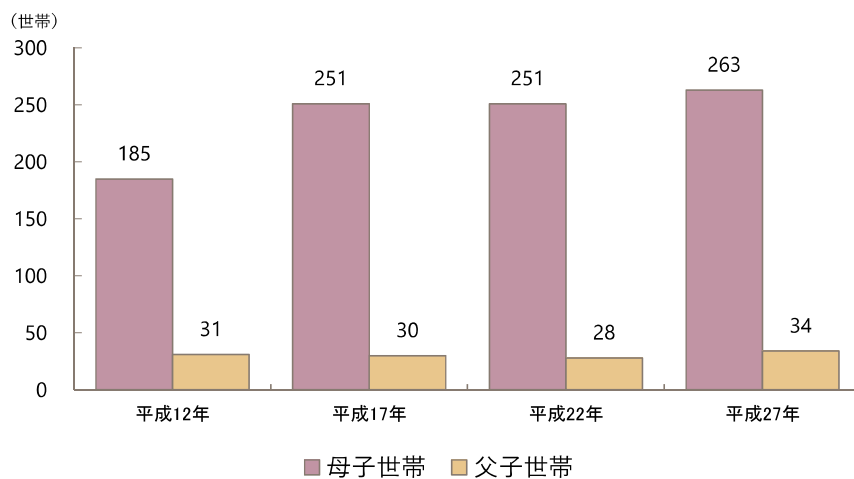
図表 9 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にあり、母子世帯は平成 12 年と比較すると、1.5 倍程度増加しています。



資料：国勢調査

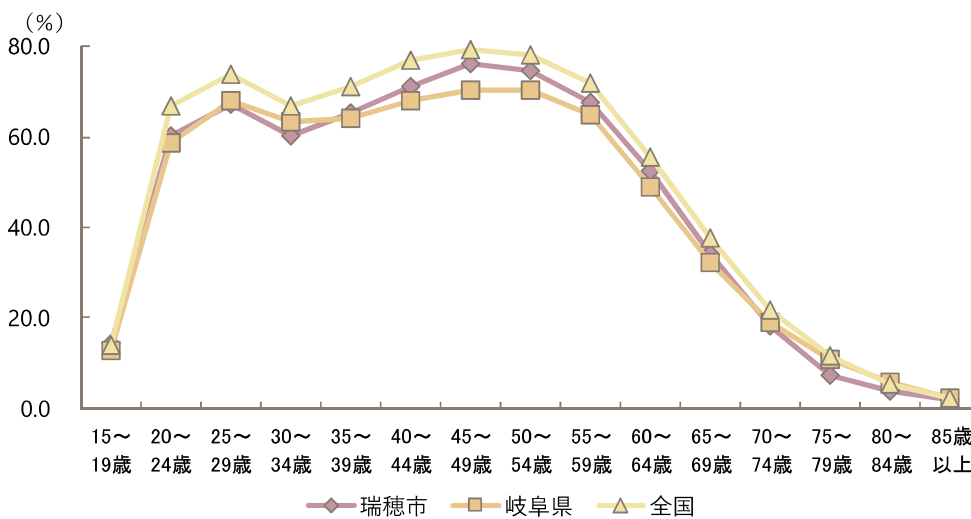
4 女性の就労の状況

(1) 就業率の推移

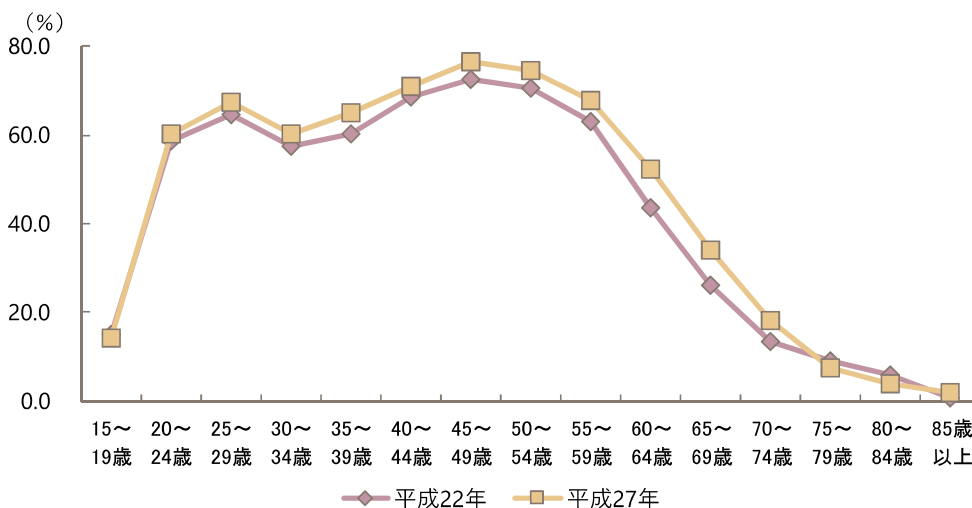
本市の女性就業率（国、県との比較）をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。国、岐阜県と比べ、20代、30代で就業率が低くなっています。

また、女性就業率（5年比較）をみると、平成22年に比べ平成27年は就業率が高くなっています。

図表 10 女性就業率（国、県との比較 平成27年）



図表 11 女性就業率（5年比較）



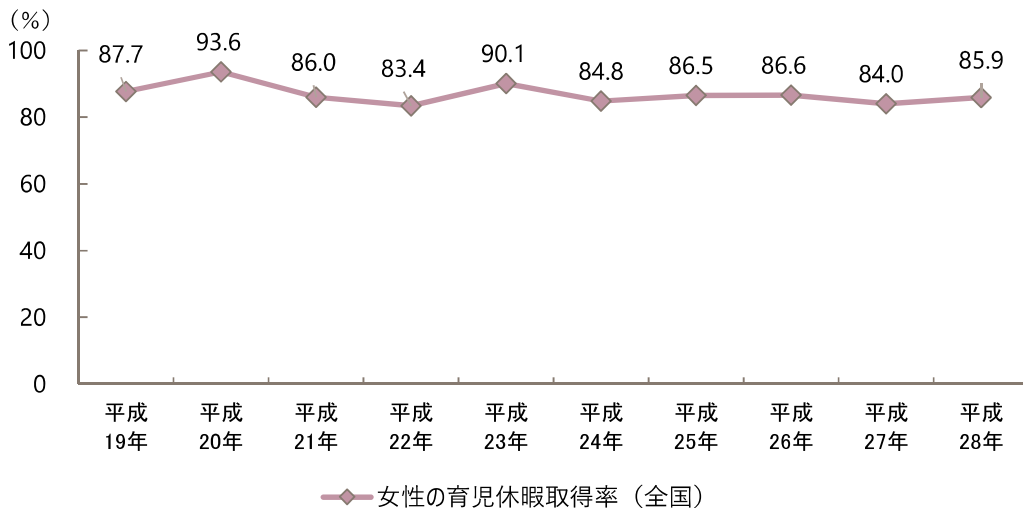
資料：国勢調査

5 育児休業について

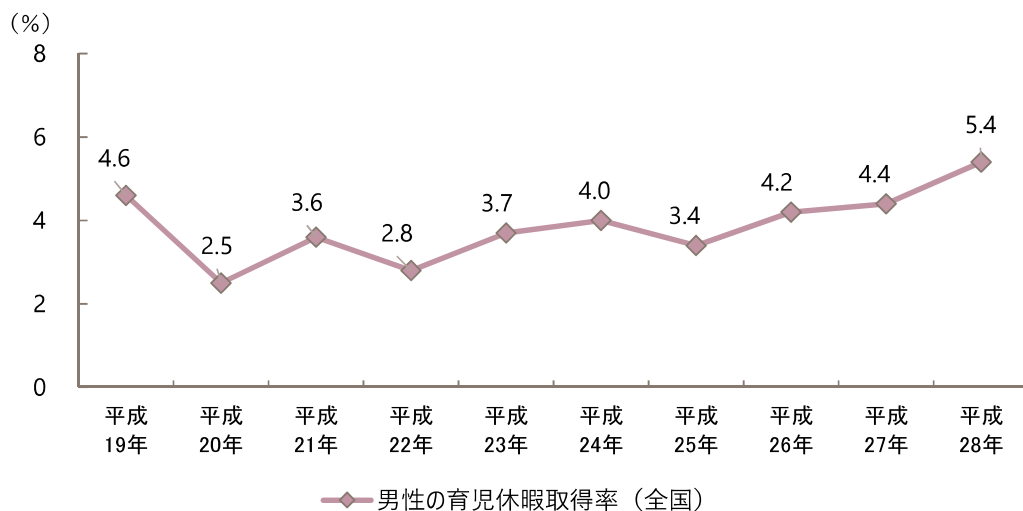
(1) 育児休業の取得について

全国の女性の育児休業の取得率をみると、毎年8割を超えており高い水準で推移しています。一方、男性の育児休業の取得率は年々上昇傾向にあるものの、平成28年では5.4%と依然として低い状況にあります。

図表 12 女性の育児休業者割合（全国）



図表 13 男性の育児休業者割合（全国）



資料：雇用均等基本調査

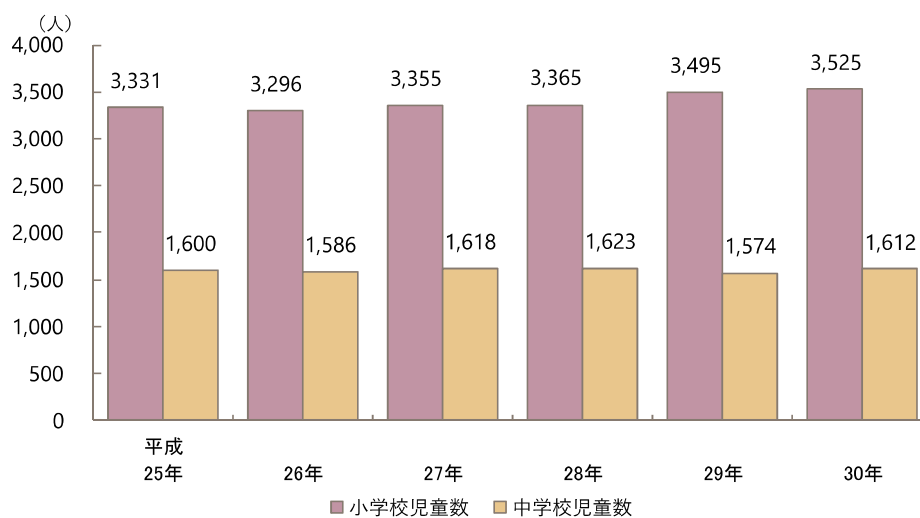
※平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の割合

6 学校、幼稚園、保育所の状況

(1) 小学校、中学校の児童数の推移

小学校、中学校の児童数の推移をみると、小学校の児童数は微増傾向となっており、平成30年5月1日現在で3,525人となっています。中学校の児童数は平成25年以降1,600人前後で横ばいとなっています。

図表 14 小学校、中学校の児童数の推移

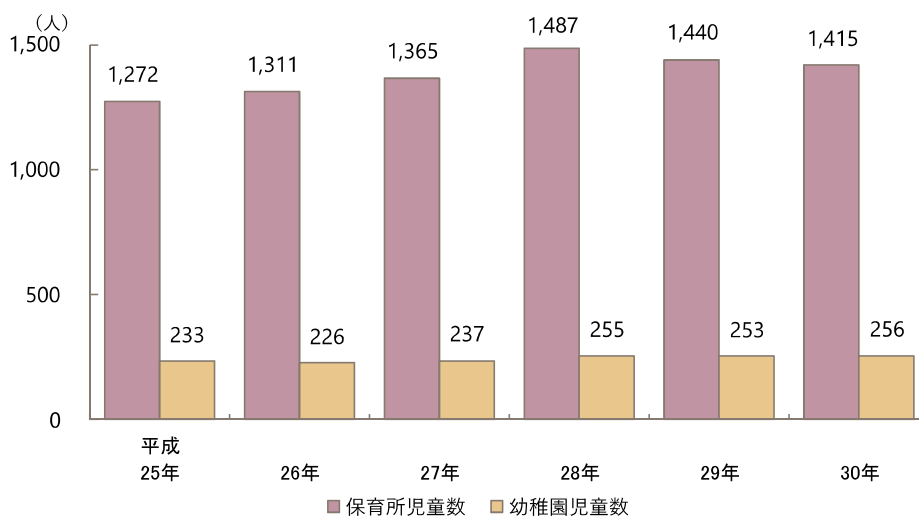


資料：学校基本調査他（各年5月1日現在）

(2) 保育所、幼稚園の児童数の推移

保育所、幼稚園の児童数の推移をみると、保育所の児童数は平成28年を境に減少傾向に転じています。幼稚園の児童数は平成28年以降約250人で横ばいとなっています。

図表 15 保育所、幼稚園の児童数の推移



資料：学校基本調査他（保育所：各年4月1日現在、幼稚園：各年5月1日現在）

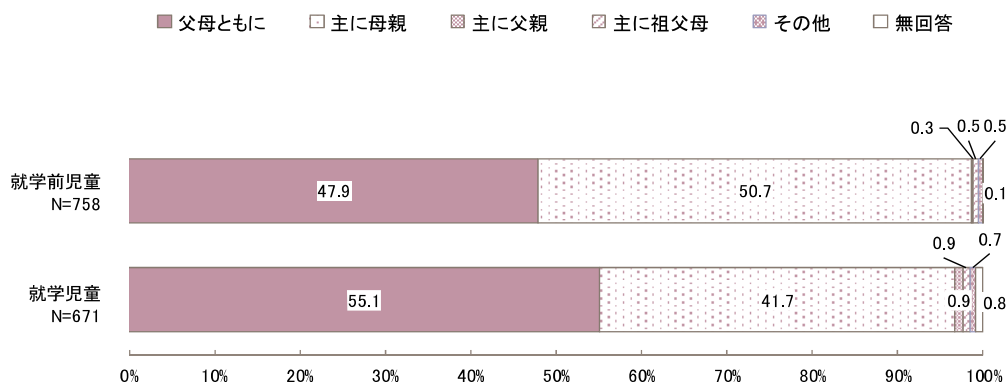
7 アンケートから見られる現状

(1) 子育ての担い手

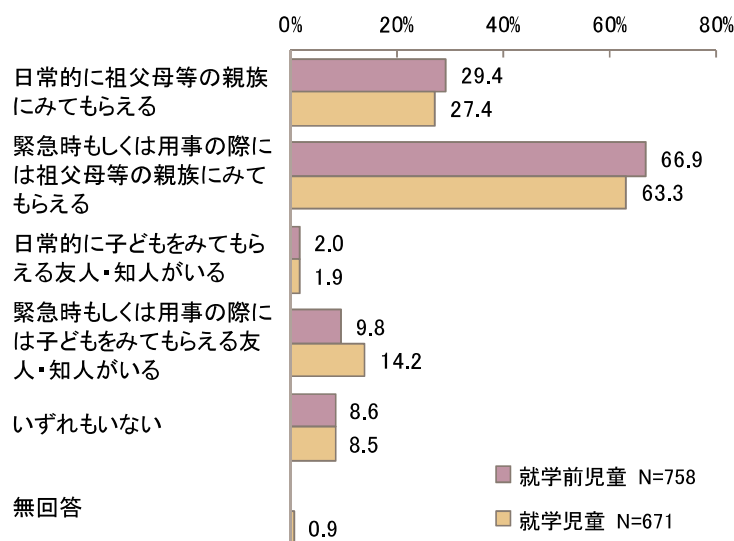
家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、「父母ともに」という家庭が就学前児童で47.9%、就学児童で55.1%と最も多くなっています。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は6割強を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にあります。一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人も1割程度みられます。

このような周りに助けてくれる人がいない子育て世帯が地域の中で孤立することのないよう、つながりのある地域社会を構築していく必要があります。

図表 16 子育てや教育に日常的に関わっている人



図表 17 日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか

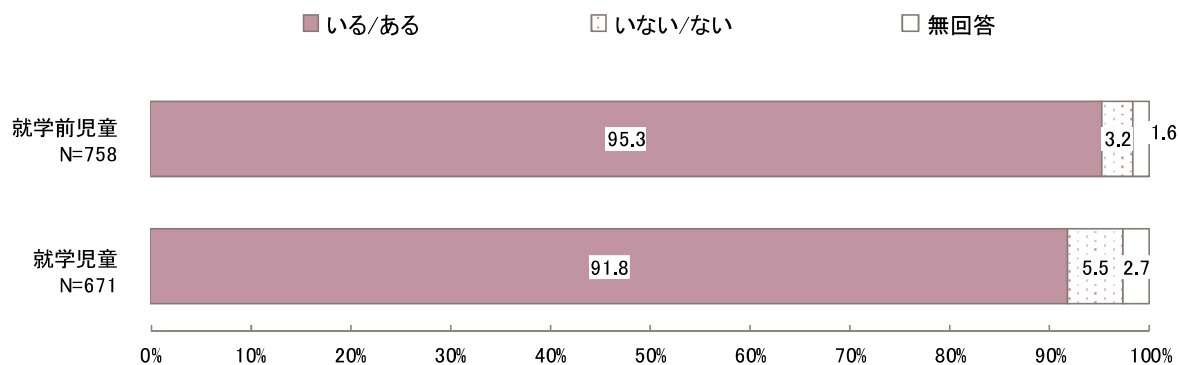


(2) 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所

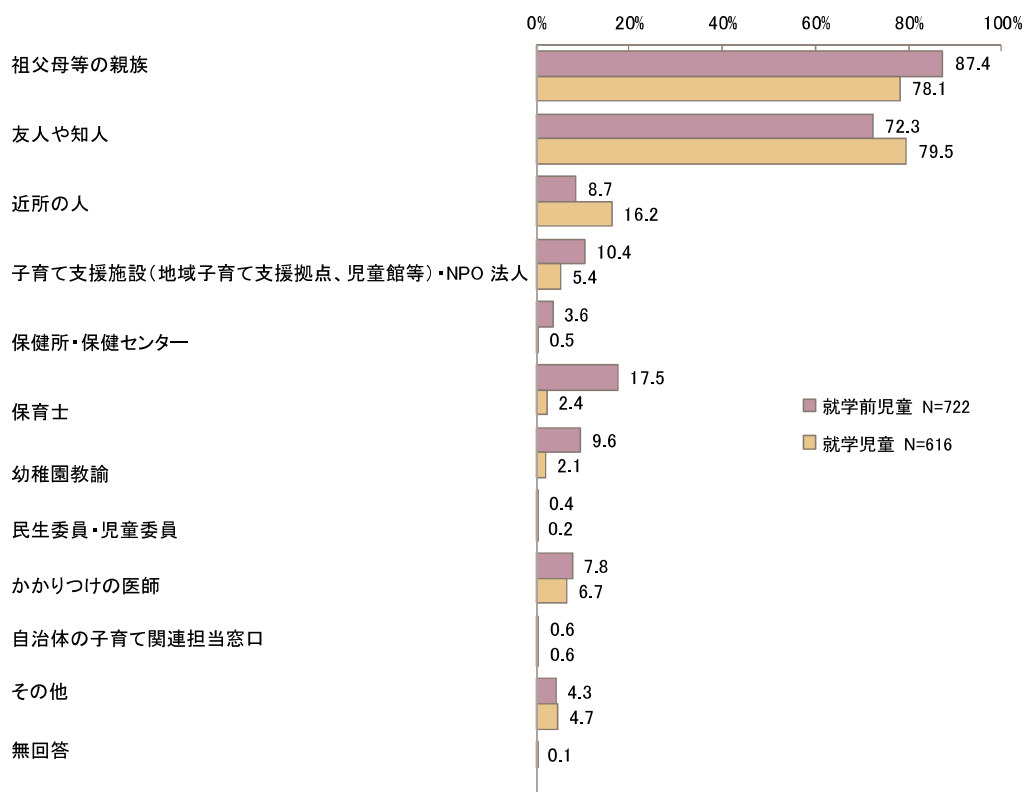
子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所が、「いる（ある）」人は9割を超えています。

相談者については、「祖父母等の親族」「友人や知人」が上位2項目としてあげられており、多くの人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

図表 18 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



図表 19 子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所

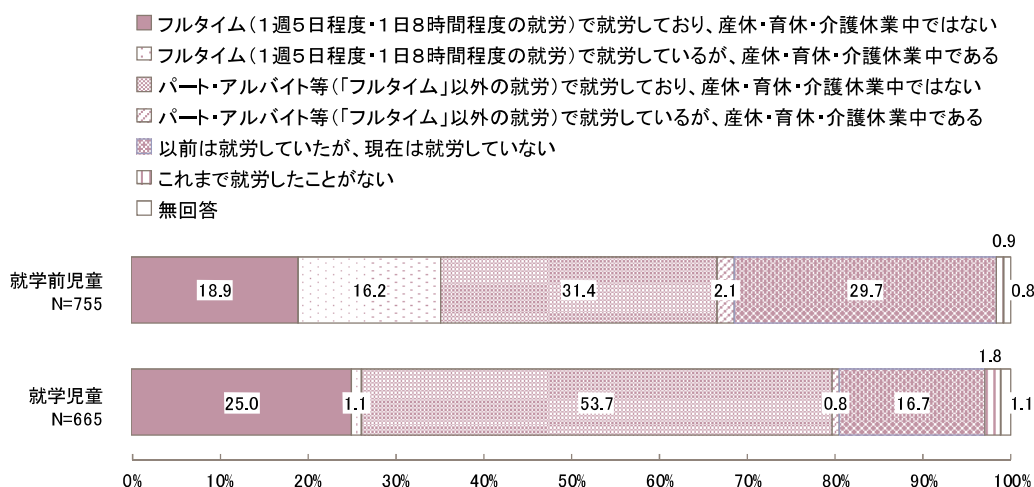


(3) 保護者の就労状況

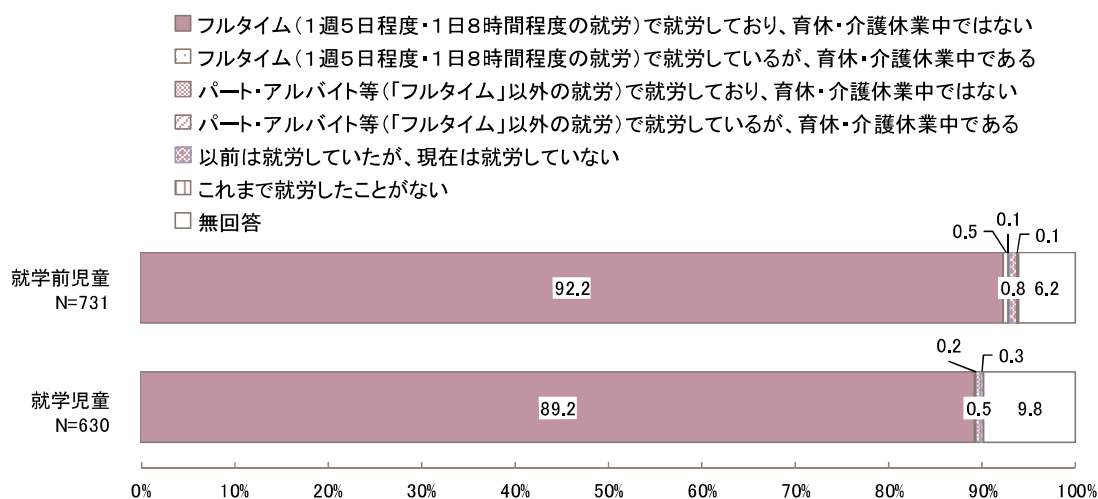
保護者の就労状況についてみると、母親については、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も多くなっています。また、就学前児童の約7割、就学児童の約8割の母親が就労しています。

父親については、就学前児童、就学児童ともに就労している割合が約9割となっています。

図表 20 保護者の就労状況（母親）

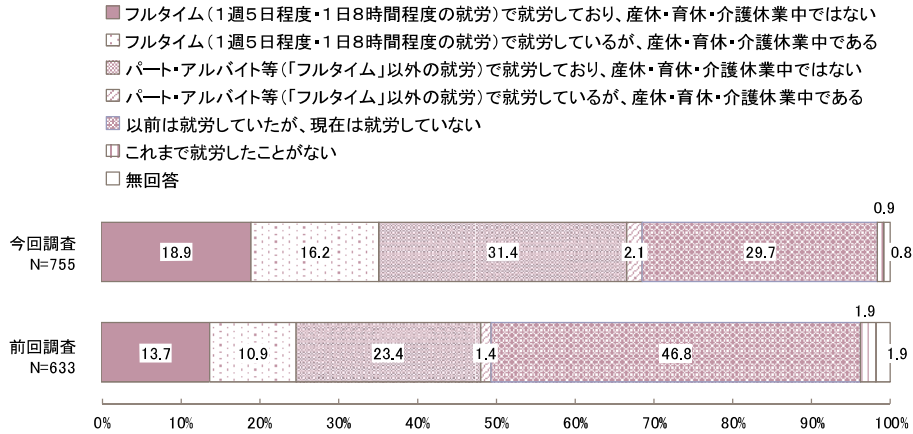


図表 21 保護者の就労状況（父親）



母親の現在の就労状況を前回調査と比較すると、就労している母親は68.6%と前回調査(49.4%)に比べて19.2ポイント増加しています。特にフルタイムで就労している人が10.5ポイント増加しており、女性の社会進出が進んだことにより、フルタイムで就労している人が増えていることがうかがえます。

図表 22 母親の就労状況（前回調査比較）

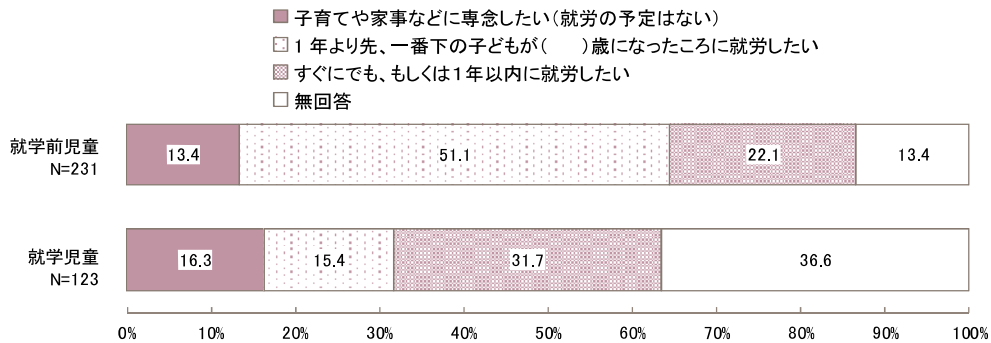


(4) 現在就労していない母親の就労希望

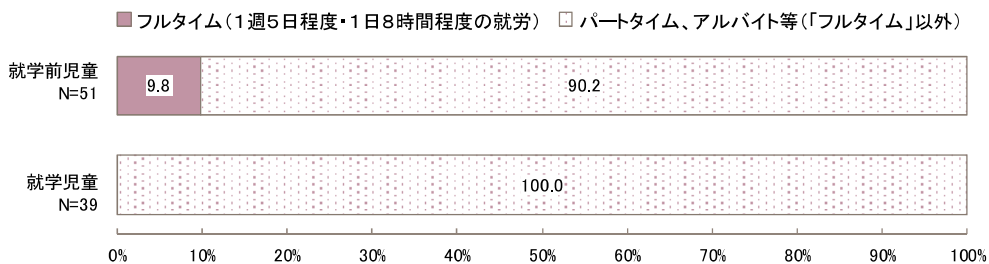
現在就労していない母親の就労希望についてみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が51.1%、就学児童では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が31.7%と最も多くなっています。

また、母親の希望する就労形態についてみると、「パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)」が就学前児童で90.2%、就学児童で100.0%となっています。

図表 23 就労希望の有無



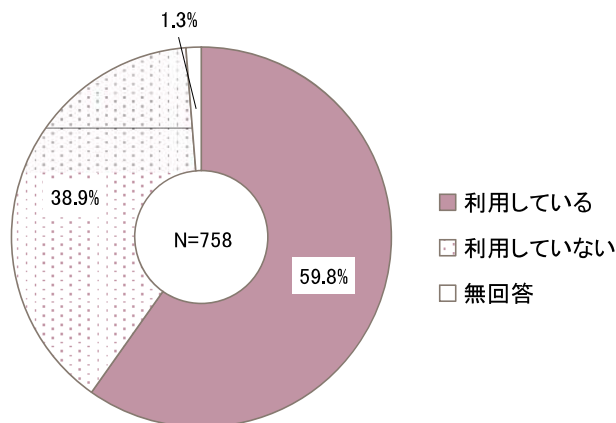
図表 24 希望する就労形態



(5) 教育・保育の利用状況と利用意向

保育サービスの利用についてみると、「利用している」の割合が59.8%、「利用していない」の割合が38.9%となっています。

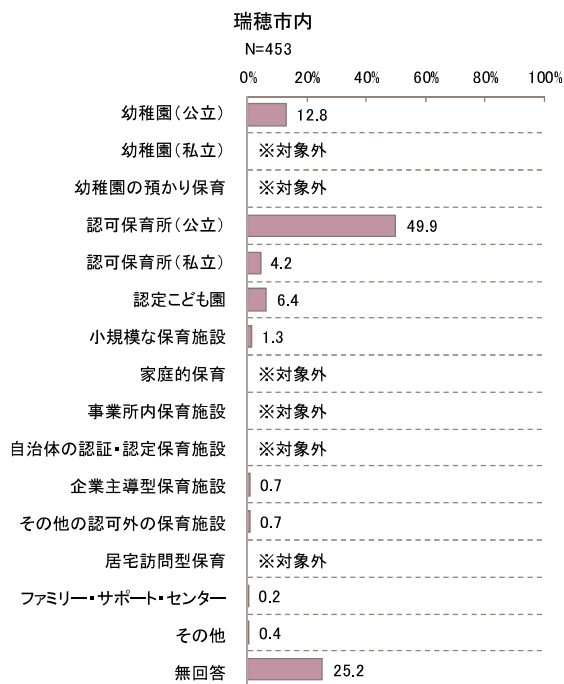
図表 25 幼稚園や保育所の利用状況



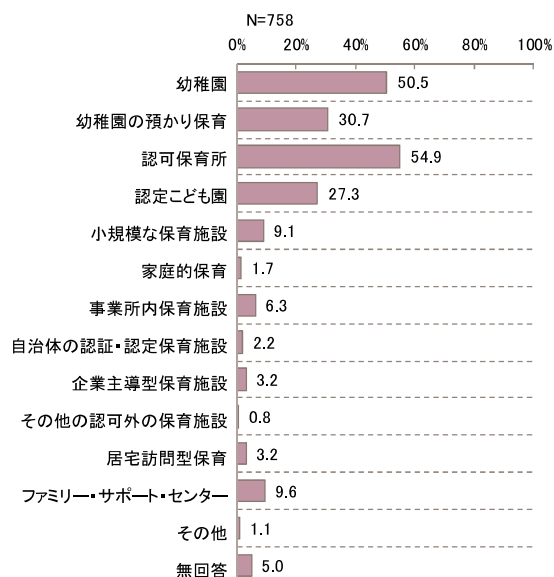
利用している保育サービスについてみると、瑞穂市内では「認可保育所」が49.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が12.8%となっています。

今後利用したい保育サービスについては、「認可保育所」が54.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が50.5%、「幼稚園の預かり保育」が30.7%、「認定こども園」が27.3%となっています。

図表 26 平日に利用している保育サービス



図表 27 今後利用したい保育サービス



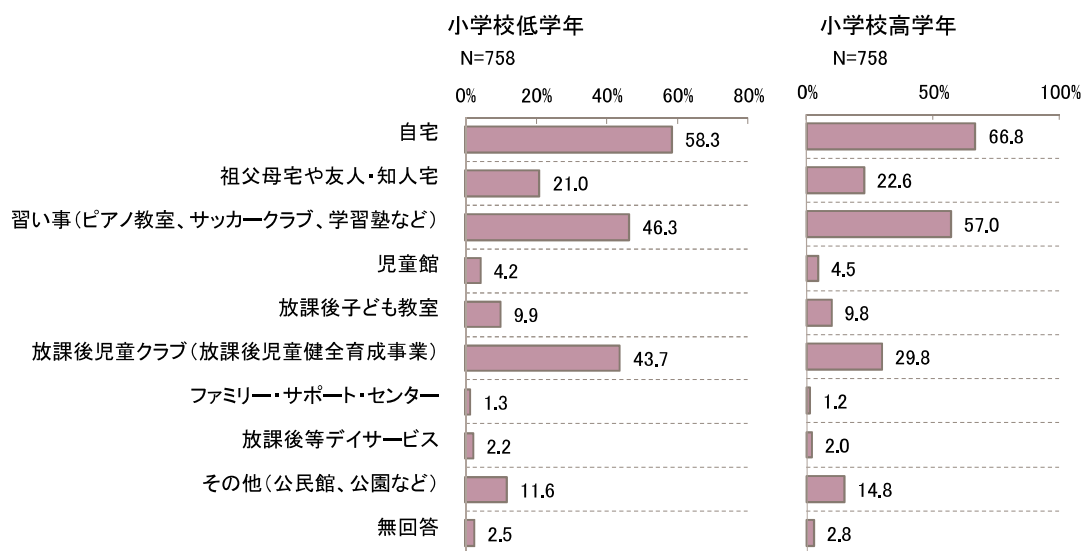
(6) 放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者にとって、就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年で、「自宅」が58.3%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（46.3%）、「放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」（43.7%）の順となっています。

また、小学校高学年では、「自宅」が66.8%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（57.0%）、「放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」（29.8%）の順となっています。

一方、就学児童の保護者が就学児の放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が80.2%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（58.9%）、「その他（公民館、公園など）」（22.8%）の順となっています。

図表 28 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童）



図表 29 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学児）

